

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年10月11日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	荒川区
4. 届出番号	22
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="https://www.city.arakawa.tokyo.jp/kurashi/mynumber/index.html">https://www.city.arakawa.tokyo.jp/kurashi/mynumber/index.html</a>

執行機関名 荒川区長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（平成元年12月15日条例第32号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
番号法別表第1の項	45	
番号法別表第2の項	65	
番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及びの該当部分		荒川区個人番号の利用等に関する条例 別表第一 第2の項 荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（平成元年12月15日条例第32号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第1条	荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（平成元年12月15日条例第32号）第1条
事務の趣旨又は目的	この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の保健の向上に寄与するとともに、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。
独自利用事務の関連規範		荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例 荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第5条
事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	「ひとり親家庭の医療費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務」
特定個人情報1		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 1	荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第4条第1項(1)(2)
情報提供者	市町村長	市町村長
提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 3 号	荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第9条第2項
事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号(これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の算定に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭の医療費の助成の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 3 号	荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第4条第1項(1)(2)
情報提供者	市町村長	市町村長
提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報